

第十二回 参議院外務委員会會議錄第四号

昭和二十六年十一月十七日(土曜日)午前十一時開会

委員の異動
十一月十四日委員大隈信幸君辭任につき、その補欠として有馬英二君を議長において指名した。
委員長の補欠
同日大隈信幸君委員長辭任につき、その補欠として有馬英二君を議長において委員長に指名した。

出席者は左の通り。
委員長 有馬 英二君
理事 徳川 頼貞君
曾 益 君
委員 國 伊能君
杉原 荒太君
加藤 シヅエ君
伊達源一郎君
野田 俊作君
西園寺公一君

國務大臣 保利 茂君
労働大臣 島津 久大君
外務省政務局長 橋 善四郎君
労働大臣官房 労働労働課長

本日の會議に付した事件
○委員長の就任の挨拶
○連合委員会開会の件
○國際労働機關憲章の受諾について承

第五部 外務委員会會議錄第四号

認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○國際小麦協定への加入について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○公衆衛生國際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○旅券法案(内閣提出、衆議院送付)

○國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務委員会を開会いたします。
ちよつと開会に先立ちまして御挨拶を申し上げます。今回閣下も私が委員長の職を汚すことになりましたので、何にもこの道につきましては経験もありませんし、皆さんの御指導によりましてどうかやつて行きたいと思つておりますからよろしくお願いいたします。

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めるの件につきて、すでに農林委員会から連合委員会を開くことを求められておりますが、これを開くことに御異議ありませんか。
○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。

それでは休憩いたします。
午前十一時一分休憩

午前十一時四十分開会
○委員長(有馬英二君) それでは連合委員会の散会に引続きまして外務委員会を開会いたします。

次に國際労働機關憲章の受諾について承認を求めるの件を議題といたします。労働大臣も御出席のようでありますからしてこのほうを先に議題といたす次第であります。これにつきましては前回労働委員会と連合委員会を開いておりましたが、御質疑のかたは順次御質疑を願います。別に御発言がございせんか。御発言がなければ、これから討論に入りたいと思ひます。御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○曾益君 私はこの國際労働憲章加入に對しまして賛成するものであります。加入に當りましては政府において十分なる決心と準備を以て加入されること、絕對に必要であるというものを特に申し上げたいのであります。過去におきまして日本がしばしば、外國から日本の汗の労働、或いはチーフ・レーバー、ソシアリズム・ダンピングといふふうなことのそしりを招いたのであります。かかる事情につきましては、占領後の民主化の進歩と共に今や事情はほとんど變つておるのであります。併しこれは労働三法、或いはその他の民主的の制度の形ができておるだけでありまして、まだ実態において十分でない点があるものであります。更に又この立派な労働三法等につきましても、政府においては、

或いはこれらの立派な労働法制度を改悪するやの心配も現れておるのでございします。そこでこの國際労働憲章に加入する以上は、政府としては再び過去の失敗を繰返さないように、そして労働機關に加入することによつて、そのこと自身が日本の労働状態の改善を意味するものではない。従つて政府の提案の理由等に據つております。ような、いわば日本の輸出の振興というやうな功利的見地からのみこの問題を考えるべきではない。飽くまで基本的にはフライデルフイア憲章に示したやうに立派な國內の福祉條件が世界平和のために必要である。この精神を實現する、國內的に十分にこれを實現して行く、この十分なる決心と覚悟を以てこの機關に對する加入を國として頂きたい。この意味におきましてさうな希望條件を附しまして私は右のごとく本條約に對する加入に賛成いたしますのでございします。

○委員長(有馬英二君) ほかに御発言はございせんか。別に御意見もないやうでありますからして討論はこれで終結したものと認めて御異議ございせんか。
○委員長(有馬英二君) それではこれはより解決に入ります。本件を承認することに賛成の諸君の拳手を願います。
○委員長(有馬英二君) 全会一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

告の内容は、本院規則第四百條によつて、あらかじめ、多數意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本件の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございせんか。
○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長の議院に提出する報告書に多數意見者の署名を附することになつておりますから、本件を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名
徳川 頼貞 杉原 荒太
曾 益 國 伊能
野田 俊作

○委員長(有馬英二君) 御署名漏れはございせんか。……ないものと認めます。

○委員長(有馬英二君) 次に國際小麦協定への加入について承認を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては、先に農林委員会と連合委員会を開いて審査いたしました。御質疑の御ありのかたは順次御質疑を願います。別に御質疑はございせんか。御質疑はないものと認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) 全會一致賛成と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

昭和二十六年十一月十七日

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認め討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。本件を可とせられる諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 全員可と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本件の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本件を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

徳川 頼貞 杉原 荒太
曾根 益 國 伊能
野田 俊作
○委員長(有馬英二君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはなしものと認めます。

○委員長(有馬英二君) 次に公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件を議題といたします。先ず政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(島津久大君) 只今議題となりました一九四六年七月二十二日にニューヨークで署名された公衆衛生国際事務局に関する議定書について提案理由を御説明いたします。

我が国は、先きに米英仏伊露等十二カ国により署名されておりました一九四四年三月七日に加入いたしました。この協定は、公衆衛生事務局をパリに設置したものであります。その後一九四六年七月二十二日に世界保健機関憲章が署名されました。世界保健機関の設立に伴い、前述の公衆衛生国際事務局は、清算してその任務及び機能を世界保健機関に引き継ぐこととなり、このためローマ協定の大部分の国の間でその当時本議題となりました公衆衛生国際事務局に関する議定書が署名されました。

我が国は、その後本年五月十六日に正式に世界保健機関に加入いたしましたので、その加盟国の一国といたしましてこの事務局の早急な清算を希望する立場に立つことになつた次第であります。これがため本年八月一日、政府は、取りあへずローマ協定を廃棄する手続をとりましたが、さらにこの議定書に加入して、事務局の清算後その任務及び機能の保健機関への引き継ぎを正式に承認することが手続上必要であります。

何とぞ慎重御審議の上、本件について速かに御承認を與えられますことを切に希望する次第であります。

○委員長(有馬英二君) 本件につきまして御質疑のおありのかたは御質疑を願います。御意見のおありのかたはそれ賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますからして討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。本件を承認することに賛成のおかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 全員可と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本件の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本件を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

徳川 頼貞 杉原 荒太
曾根 益 國 伊能
野田 俊作
○委員長(有馬英二君) 御署名漏れはございませんか。……ないものと認めます。

○委員長(有馬英二君) 次に旅券法案を議題といたします。先ず政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(島津久大君) 旅券法案の提案理由を御説明いたします。

すでに御承知の通り、本年九月八日にサンフランシスコにおいて、大多数の連合国と我が国との間に平和條約が調印されましたが、この平和條約の発効に先立ち最近連合国最高司令部は従来最高司令部が保持していた日本人の国外渡航に関する許可権を日本側に返還する意向のあることが明らかとなりました。

このことは我が国といたしましては、非常な朗報でありますので、占領下に適合するよう制定されました旅券に関する現行二政令を廃し、至急日本政府が自主的に渡航行政を行い得る新旅券法を制定する必要があると次第であります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御採択あらんことをお願いいたします。

○委員長(有馬英二君) 本法案につきまして御質疑のおありのかたは御質疑を願います。

これはまだ討論に入ることができませんのでありますから、質疑がおありになりませんければこれで一先ず休憩いたしますと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) それでは、これで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後三時一分開会

○委員長(有馬英二君) それでは休憩前に引続いて外務委員会を開会いたします。

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件を議題といたします。

本件について御質疑のおありのかたは御質疑をお願いいたします。御意見のおありのかたは、直ちに討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言はございませんか。

御発言がなければ討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 異議ないものと認めます。それではこれから採決に入ります。本件を承認することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 全員一致可決と認めます。それでは本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本件の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に

提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本件を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

徳川 頼貞 團 伊能
曾弥 益 伊達源一郎
野田 俊作

○委員長(有馬英二君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはな

○委員長(有馬英二君) 次は旅券法案を議題といたします。休憩前に引続きまして本案について質疑を願います。御質疑がなければ、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。討論に入ります。御意見のおありの方はそれ、賛否を明かにしてお述べを願います。別に御発言がございせんから、討論終結と認め

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。本案に賛成の方は挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(有馬英二君) 全員一致可決と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要

旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

徳川 頼貞 團 伊能
曾弥 益 伊達源一郎
野田 俊作

○委員長(有馬英二君) 御署名漏れはございませんか。……ないと認めます。それではこれを以て委員会は散会いたします。

午後三時六分散会

十一月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、国際小麦協定への加入について承認を求める件(予備審査のため)

一、国際労働機関憲章の承認について承認を求める件(予備審査のため)

一、公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求める件(予備審査のため)

一、オーストラリアマヌス島戦犯者の内地送還に関する請願(第九七五号)

一、戦犯者の助命等に関する請願(第九七六号)

一、講和後における接収地の処理問題の請願(第一一〇六号)

一、在外資産の補償に関する請願(第一一〇六号)

一、講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願(第一一七二号)

一、全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願(第一一七五号)

一、講和後における接収地の処理問題の請願(第一一〇六号)

一、在外資産の補償に関する請願(第一一〇六号)

一、講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願(第一一七二号)

一、全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願(第一一七五号)

一、講和後における接収地の処理問題の請願(第一一〇六号)

一、在外資産の補償に関する請願(第一一〇六号)

一、講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願(第一一七二号)

の内地送還に関する請願(第九七五号)
一、戦犯者の助命等に関する請願(第九七六号)
一、講和後における接収地の処理問題の請願(第一一〇六号)
一、在外資産の補償に関する請願(第一一〇六号)
一、講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願(第一一七二号)
一、全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願(第一一七五号)

請願者 山梨県中巨摩郡源村 長 河西豊一郎外六百八十五名
紹介議員 小宮山常吉君
山梨県中巨摩郡源村出身元陸軍大尉飯野茂は、昭和十七年予備役にて召集を受け大蔵副官として南方軍中、大蔵輸送中の責任をとり終戦後戦犯者として重労働十年を宣告され現在オーストラリアマヌス島において服役しているが、留守宅は老母と妻子の四人暮らしで悲惨な生活を続けているから、本人が一日も早く内地送還されるよう万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第九七六号 昭和二十六年十一月六日受理
請願者 山梨県東山梨郡日下部町小原 内田幾久江
紹介議員 小宮山常吉君
講和條約の調印を終了し、比准も間近に控えている折柄、未だ外地に服役中あるいは集約に收容されている戦犯者およびその家族の心情は、察するに余りあるから、これら戦犯者の助命嘆願、内地送還、大赦、恩赦等寛大な処置が採られるよう取り計らわれたいとの請願。

第一一〇六号 昭和二十六年十一月九日受理
請願者 熊本県議會議長 大久保勢輔
在外資産の補償に関する請願
紹介議員 内村 清次君
終戦によつて、永年わたる資産を海外に残して母国に引揚げた海外引揚者は、敗戦後の困難な社会経済情勢において、苦しい生活を送っているから、国力の許す限り在外資産の補償を実施せられたいとの請願。

賓として招請するよう考慮せられたいとの請願。

第一一七五号 昭和二十六年十一月十日受理
全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願
請願者 東京都千代田区九段三ノ二 清瀬一郎
紹介議員 中川 以良君

対日平和條約第十一條に、日本国は極東國際軍事裁判所ならびに連合國軍事裁判法廷の戦犯に関する判決を受諾することを確諾すると同時に、日本国は現在拘禁中の者の赦免を申出ることができ、かかる申出のある場合は國際軍事裁判の判決にあつては同法廷に代表者を出した政府の過半数により、また連合國軍事裁判法廷にあつては当該政府の決定により赦免が実行できることとなつてゐるから、條約批准と同時に全戦犯被拘禁者赦免のできるよう外交処置を講ぜられたいとの請願。

十一月十七日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十一月十日)

一、旅券法案
一、國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めるの件

旅券法案
旅券法

(目的)
第一條 この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(定義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公用旅券 国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。

二 一般旅券 公用旅券以外の旅券をいう。

三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者(その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者)が所屬する各省各庁(衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、總理府、法務府、各省及び經濟安定本部をいう。以下同じ。)の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣總理大臣、法務總長、各省大臣及び經濟安定本部總長をいう。但し、その者が各省各庁のいずれにも所屬しない場合には、外務大臣とする。

四 都道府県 本邦から一般旅券によつて外国に渡航する者の本籍地又は住所若しくは居所の所在地を管轄する都道府県をいう。

五 都道府県知事 前号に定める都道府県の知事をいう。

六 交付官庁 一般旅券の交付、書換交付又は再交付をした都道府県知事をいう。

府県知事をいう。

(一般旅券の発給の申請)

第三條 一般旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)は、左の各号に掲げる書類及び写真、国内においては都道府県に出頭の上、都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてははよりの領事館(領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。)に出頭の上、領事官(領事館の長をいう。以下同じ。)に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。但し、国内において申請する場合において、急を要し、且つ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上、外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書一通

二 身分申告書一通

三 戸籍謄本又は戸籍抄本(提出の日前六月以内に作成されたものとする。以下同じ。)

四 申請者の写真(提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名を記入したものとする。以下同じ。)

五 健康診断書一通

六 渡航費用の支拂能力を立証する書類一通

七 領事官が発給した呼寄、再渡航等に関する証明書又は渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とする

れる者にあつては、その書類八 前各号に掲げるものを除く外、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類九 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

二 前項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類は、外務大臣が特に指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合においては、外務大臣)が、国外においては領事官が、第二号及び第三号に掲げる書類についてはその者の身分上の事実、第五号に掲げる書類についてはその者の健康状態が良好であること、第六号に掲げる書類についてはその者が渡航費用の支拂能力を有する事実がそれぞれ明らかであると認めるときは、提出することを要しない。

(公用旅券の発給の請求)
第四條 公用旅券の発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者がよりの領事館に出頭の上、領事官に、左の各号に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。

一 公用旅券発給請求書一通

二 公用旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)の写真二葉

三 使用人にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本一通

四 国外においては公用旅券の発給を受けようとする者にあつては、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類一通

(旅券の発行)

第五條 旅券(一般旅券及び公用旅券をいう。以下同じ)は、国内においては、外務大臣が、国外においては領事官が、前二條の規定による発給の申請又は請求に基いて発行する。

(旅券の交付)

第六條 前條の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、当該一般旅券の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する。但し、国内において交付する場合において、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、外務大臣が都道府県知事の名義で交付することができ。

二 前條の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が、当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

(渡航目的又は渡航先の変更)
第七條 一般旅券の発行(書換発行又は再発行を含む。以下第十條までにおいて同じ。)後本邦を出国する前に当該一般旅券の渡航目的又は渡航先の変更を受けようとする者は、当該一般旅券を返納の上(一般旅券の発行後まだその交付(書換交付又は再交付を含む。以下第十條までにおいて同じ。)を受けていない者にあつては、当該一般旅券の交付を受けた後これを返納の上)、第三條の規定に従つて新たに一般旅券の発給を申請しなければならない。

2 公用旅券の渡航目的又は渡航先の変更の場合には、各省各庁の長が、第四條の規定に從つて新たに公用旅券の發給を請求するものとする。この場合において、公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券を返納の上、請求するものとする。

(渡航先の追加)

第八條 一般旅券の發給を申請した後に渡航先の追加を受けようとする者（一般旅券の交付を受けた者を含む。）は、左の各号に掲げる書類を、国内においては都道府県に、出頭の上都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてはもよりの領事館に出頭の上領事官に掲出して、渡航先の追加を申請しなければならぬ。

一 一般旅券渡航先追加申請書一通

二 渡航先の追加に因つて生ずる
必要な渡航費用の支拂能力を立
証する書類一通

三 一般旅券の交付を受けた者に

2 第三條第一項但書の規定は、前

項に規定する書類の提出の場合に準用する。この場合において、第三條第一項但書中「申請」とあるのは、「渡航先の追加を申請」と読み替えるものとする。

3 第一項第二号に掲げる書類は、外務大臣が特に指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合）は、外務大臣が、国外においては領事官が、その者の渡航費用の支拂能力を有する。

4 公用旅券の渡航先の追加の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては渡航先の追加を受けようとする者がもよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券渡航先追加請求書一通及び、公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券を提出してするものとする。

(書換發給)

第九條 一般旅券の發行後當該一般旅券の渡航目的及び渡航先以外の記載事項に変更を生じ、當該一般旅券の書換發給を受けようとする者は當該一般旅券を返納の上（一般旅券の發行後まだその交付を受けていない者にあつては、當該一

般旅券の交付を受けた後これを返納の上、左の各号に掲げる書類及

ひ写真を、国内において都道府県に出頭の上都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館に出頭の上領事官に

提出して、書換券給付を申請した。

面に十五才未満の子を伊計する
とを申請する場合には、書換発給
を申請することができない。

- 一 一般旅券書換発給申請書一通
- 二 記載事項の変更の事実を証す

三 申請者の写真二葉

2 第三條第一項但書の規定は、
項本文に規定する書類の提出の場
合に準用する。この場合におい
て、第三條第一項但書中「申請
とあるのは、「書換発給を申請

と読み替えるものとする。

3 公用旅券の書換發給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては書換發給を受けようとする者かもよりの領事館に出頭の上領事官に、左の各号に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。但し、新たに旅券面に十五才未満の子を併記することを請求する場合には、書換發給を請求することができな

一、公用旅券書換発給請求書一通

二 書換発給を受けようとする者の写真二葉

三 国外において公用旅券の書換
 発給を受けようとする者にあつ
 ては、公用旅券の書換を必要と
 する理由を立証する書類一通

4. 前項本文の場合において、公債の
旅券の交付の後にあつては、当該

5 第五條及び第六條の規定は、第一項又は第三項の規定による旅券の交付を求めた申請書の提出の日から起算して三箇月を超えない範囲内において準用する。

の場合において、第五條中「前二

は第三項」と、同條及び第六條中「発給」とあるのは「書換発給」と、「発行」とあるのは「書換発行」と、第六條中「交付」とあるのは「書換交付」と読み替へるものとす。

る。

第十條 一般旅券の交付を受けた後、当該一般旅券を紛失し、焼失し、若しくは著しくき損し、又は国外において当該一般旅券の査証欄

余白がなくなつたことに因り当該一般旅券の再発給を受けようとする者は、一般旅券再発給申請書一通及び申請者の写真二葉を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、再発給を申請しなければならぬ。この場合において著しく損し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因

り再発給を受けようとする者は、
当該著しくき損し、又は査証欄に

余白がなくなつた一般旅券を返納の上、申請しなければならぬ。

2 第三條第一項但書の規定は、前項に規定する書類の提出の場合に準用する。この場合において、第三條第二項但書中「申請」とあるのは、「再発給を申請」と読み替へる。

3 公用旅券の再発給の請求は、国

内においては各省各庁の長か外務大臣に、国外においては再発給を受けようとする者がもよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券

再発給請求書一通及び再発給を受
けようとする者の写真二葉を提出

してするものとする。この場合において、著しく損し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因り再発給を受けようとするときは、当該著しく損し、又は査証欄に余

白がなくなつた公用旅券を返納の上、請求するものとする。

4 第五條及び第六條の規定は、第一項又は前項の規定による旅券の再発給について準用する。この場合において、第五條中「前二條

とあるのは「第十條第一項又は第三項」と、同條及び第六條中「発給」とあるのは「再発給」と、「発行」とあるのは「再発行」と、第六條中「交付」とあるのは「再交付」と読み替えるものとする。

(同伴される子の併記)

第十一條 旅券の発給を受けようとする者が十五才未満の子を同伴するときは、一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書にその旨を記載して、旅券面にその子を併記することを申請し、又は請求することができる。但し、併記される子の数は、旅券一部について三人までとする。

（數次往復用の旅券）
第十二條 国内におい

を受けようとする者で、外務大臣が指定する特定の職務により本邦と特定の一又は二以上の外国との間の教次往復する必要があるものは、外務大臣がその必要を認めるときに限り、教次往復用として並該旅券の発給を受けることができる。

2 數次往復用として旅券の発給を受けようとするときは、その旨及

び理由を二般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書に記載しなければならぬ。

(一般旅券の発給等の制限)

第十三條 外務大臣又は領事官は、

一般旅券の発給又は渡航先の追付を受けようとする者が左の各号の

一に該当する場合には、一般旅客の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一 渡航先に施行されている法

によりその国に入ることを認められない者

二 死刑、無期又は長期十年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第二十三條各号の一に該当して刑に処せられた者

五 前各号に掲げる者を除く外、外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認め

るに足りる相当の理由がある者

2 外務大臣は、前項第五号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務総裁と協議しなければならない。

(一般旅券の発給等をしてない場合の通知)

第十四條 外務大臣又は領事官は、前條の規定に基き一般旅券の発給又は渡航先の追加をしない決定したときは、すみやかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

(異議の申立)

第十五條 一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者は、前條の通知を受けた場合において、同條の決定に異議があるときは、外務大臣からその通知を受けた者にあつては直接外務大臣に、領事官からその通知を受けた者にあつてはその領事官を經由して外務大臣に、異議の申立をすることができ

る。

2 前項の異議の申立は、不服の事由を記載した書面を提出してするものとする。

3 外務大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立が理由があるかどうかを裁決してなければならぬ。

4 外務大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があると裁決した場合に、異議の申立をした者(以下「申立人」という。)が国内にあるときはすみやかに申立人に對し一般旅券の発給又は渡航先の追加をし、申立人が国外にあるときはすみやかに申立人の所在地を管轄する領事館の領事官にその旨を通知しなければならない。

5 領事官は、前項の通知を受けたときは、すみやかに申立人に對し、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしなければならない。

6 外務大臣は、異議の申立が理由がないと裁決したときは、すみやかに申立人にその旨を通知しなければならない。

(署名)

第十六條 旅券の発給、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該旅券の交付、書換交付又は再交付を受ける際、旅券面の所定の場所に署名しなければならない。

(紛失又は焼失の届出)

第十七條 旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けた者(以下「旅券の名義人」という。)は、当該旅券を紛失し、又は焼失した場合に、遅滞なく、国内においては当該旅券の交付官庁又は

外務大臣に、国外においては領事官に、その旨を届け出なければならない。届出の後においてその旅券を発見した場合にも、また、同様とする。

(旅券の効力)

第十八條 旅券は、左の各号の一に該当する場合に、その効力を失う。

一 旅券の名義人がその発行の日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過したとき。

二 旅券の名義人(数次往復用の旅券の名義人を除く。)が本邦に帰国したとき。

三 数次往復用の旅券の名義人が、その発行の日から二年を経過した日において、国内にある場合にはその二年を経過したとき、国外にある場合にはその後初めて帰国したとき。

四 旅券の発給、書換発給又は再発給の申請又は請求に當つて返納された旅券にあつては、当該申請又は請求に係る旅券が発行され、書換発行され、又は再発行されたとき。

五 紛失し、又は焼失した旅券にあつては、当該紛失し、又は焼失した旅券の再発給の申請又は請求に係る旅券が再発行されたとき。

六 第十九條第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、外務大臣又は領事官が、当該旅券が効力を失うべきことを適当と認めたとき。

又は第六号に該当して効力を失つたときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。

(返納)

第十九條 外務大臣又は領事官は、左に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に對して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることが出来る。

一 一般旅券の名義人が第十三條第一項各号の一に該当する者であることが、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付の後に判明した場合

二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付の後に、第十三條第一項各号の一に該当するに至つた場合

三 錯誤に基き、又は過失に因り旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給をした場合

四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

2 第十三條第二項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第十三條第一項第五号に該当するかどうかを認定しようとするときに準用する。

3 第十四條及び第十五條の規定は、一般旅券の名義人に對して第一項第一号又は第二号の規定により一般旅券の返納を命ずる場合に準用する。この場合において第十四條中「前條」とあるのは「第十四條中」である。

九條第一項」と、「発給又は渡航先の追加をしない」とあるのは「返納を命ずること」と、同條及び第十五條第一項中「発給又は渡航先の追加を申請した者」とあるのは「名義人」と、第十五條第四項及び第五項中「発給又は渡航先の追加」とあるのは「返納の命令の取消」と読み替へるものとする。

4 一般旅券の発給、書換発給又は再発給の申請に當つて返納すべき一般旅券は、国内においては交付官庁又は外務大臣に、国外においては領事官に返納しなければならない。

5 旅券の名義人が現に所持する旅券が前條第一項第一号から第五号までの一に該当して効力を失つた場合には、一般旅券にあつてはその名義人が交付官庁又は外務大臣に、公用旅券にあつては各省各庁の長が外務大臣に、遅滞なくその旅券を返納しなければならない。

6 公用旅券の発給、書換発給又は再発給の請求に當つて公用旅券を返納すべき場合及び前二項の場合において、返納すべき旅券の名義人がこれを保存することを希望するときは、返納を受けた交付官庁、外務大臣又は領事官は、その旅券に消印をしてこれを当該旅券の名義人に還付することができる。

(手数料)

第二十條 国内において一般旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付を受ける際、左の区分に従い国に手数料を

納付しなければならない。

一 一般旅券の発給を受けようとする者 千五百円

二 数次往復用の一般旅券の発給を受けようとする者 三千円

三 一般旅券の渡航先の追加を受けようとする者 五百円

四 一般旅券の書換発給を受けようとする者 五百円

五 一般旅券の再発給を受けようとする者 千円

六 数次往復用の一般旅券の再発給を受けようとする者 二千円

2 前項の手数料は、旅券受領証に収入印紙をはつて納付するものとする。

3 国外における一般旅券の手数料に關しては、政令で定める。

4 書換発給を必要とする原因が關係官庁の過失に因つて生じた場合には、前二項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

5 永住を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額することができる。

(査証)

第二十一條 旅券の査証を必要とする国へ渡航しようとする者は、当該国の官憲から必要な査証を受けなければならない。

(申請書の様式等)

第二十二條 一般旅券発給申請書、身元申告書、公用旅券発給請求書、一般旅券渡航先追加申請書、公用旅券渡航先追加請求書、一般旅券書換発給申請書、公用旅券書

換発給請求書、一般旅券再発給申請書、公用旅券再発給請求書及び旅券受領証の様式は、外務省令で定める。

2 渡航費用の支拂能力を立証する書類並びに渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類の種類は、外務大臣が官報に告示する。

(罰則)

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 前條に規定する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によつて旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付を受けた者

二 他人名義の旅券を行使した者

三 行使の目的をもつて、旅券を他人に譲り渡し、若しくは貸與し、又は他人名義の旅券の譲渡若しくは貸與を受けた者

四 第十九條第一項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかつた者

五 効力を失つた旅券を行使した者

(国外犯罪)

第二十四條 前條の規定は、国外において同條各号の一に掲げる罪を犯した者にも適用する。

(没収)

第二十五條 第二十三條各号の一に該当する者の旅券は、外務大臣が没収することができる。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない

期間内において、政令で定める。

2 左の政令は、廢止する。
連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に關する政令(昭和二十五年政令第十一号)

日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱い旅券事務に關する政令(昭和二十六年政令第二百八十五号)

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 この法律施行前に日本政府が発行し、書換交付し、若しくは再交付し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券でこの法律施行の際に有効なものは、この法律中の相當する規定に基いて發行し、書換發行し、若しくは再發行し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券とみなす。但し旅券面に有効期間が記載された旅券は、その有効期間が経過したときは、その効力を失ふ。

5 前項但書の旅券を所持する者が正当な事由に因りその有効期間内に本邦に帰国することができないものは、その有効期間内において一般旅券の再発給を、やむを得ない事由に因りその有効期間内に一般旅券の再発給を受けることができなかったときにおいてはその事由がなくつた後遅滞なく一般旅券の発給を受けなければならない。

6 この法律施行前に連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する

者に對して發給する旅券に關する政令及び日本政府在外事務所の發給する旅券及びその取り扱い旅券事務に關する政令に基いて發給した旅券の發給若しくは交付、渡航先の追加、書換發給又は再發給の申請で、この法律施行の際該申請に對する処分がされていらないものは、それぞれこの法律中の相當する規定に基いてされた申請とみなす。但し、当該申請に當つて提出された書類の外にこの法律の規定によつて提出すべき書類があるときは、当該申請をした者は、その書類を遅滞なく提出しなければならない。

7 北緯三十度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域に渡航する者に對しては、當分の間、政令で定めるところにより、身分證明書を發給するものとする。

8 前項の身分證明書の發給に當つては、五百円以下の範圍内で政令で定める額の手数料を徴収することができる。

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めらるる件

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、國会の承認を求める。

昭和二十六年十二月五日印刷

昭和二十六年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁